

亀山市告示第30号

次の臨時運行許可番号標は失効したので、亀山市自動車臨時運行許可業務取扱規則（平成17年亀山市規則第80号）第4条第2項の規定により告示する。

令和3年2月25日

亀山市長 櫻井 義之

臨時運行許可番号標番号	失効年月日
三重78-83 亀山	令和3年2月24日
三重78-86 亀山	令和3年2月24日
三重78-93 亀山	令和3年2月24日
三重78-96 亀山	令和3年2月24日